

二 法人 五 訓 會
1. 日 對 海 關 無 事 釀 造 三 と 同 じ ぐ ち だ と 。

語り一本に對し、會社より五種、親方二層も従来より積
立、それと二十元（元五日の意？）（勤続者には一人一日（年八利）
三十元（三十日の意？）（勤続者には二人（四月十六元）と支給する
規定あり）と、二層より負債銀並に支給せよといふたある。
且つ釀造工は二十日と二十四日の、債銀（一日五元）と支給
されつゝあるもの
註し別項債銀に關する要紙中、食費親方持に就ては
何等言ひかせざらんものあり。因みに釀造工は食費持
し、二層より支給あり。

樽工の身は社口死けり三ヶ坊

現在を以て樽工は多く幼少の村より従前とて差成之小未

りしもの言、言は、近少時代の御人組合と其の貯存簿
せしりたり。

従つて此れははるる職工に、會社とは直接雇傭制あり
まじし、~~樽工~~樽工は現在の之を餘り、従前より餘り
といふ。

樽工は、身一人より收受する物、倉庫の三十元より、親
方の數は同所、百軒に廿元といふもの、以てめづるに親方
の利益、莫大なるを知らしむるに足る。

西女社提出の二面理由

樽工は本初、全部組合員にのみならず、表面の人手をも、本
社、世のよみ、は、儲けはとらふ、といひ、然るに、格別、採掘
の、之、坊、から、表面にあつて、此の、運、物、を、助、長、したる、は、あら、ず、